第二次国土利用計画(佐久市計画)案に対する県意見及び県意見に対する回答

No	頁	項目	項目内 の行等	課(室)の意見及び理由	課係名·担当者氏名 内線番号	佐久市の回答
1	2 13	第1章 第2節 1人口減少社会の進行 (人口予測について)	2頁の 上から 8 行目 13 頁の 上から 6 行目	成 37 年」としてはいかがでしょうか。 ○13 頁記載のH38 計画人口(97,000 人)と突合しませんが、	地域振興課 土地対策係 池田 利光 (内線:3792)	○国立社会保障・人口問題研究所(社人研)において発表されている推計人口は平成37年時点でありますが、本計画の目標年次が平成38年であることから、この推計を基に平成38年におけるおおよその見込みを示したいと考えています。このため、「…人口問題研究所の推計によると、平成38年…」を「…人口問題研究所の推計を基に算出すると、平成38年…」に修正します。 【参考】社人研の推計人口(H37):総人口94,627人、年少人口11,186人、生産年齢人口53,273人、老年人口30,168人
2	3	第1章 第2節 3空き家の増加と農地の荒廃	3 行目	○「住宅・土地統計調査(二次的利用(別荘)等を除く)」については、賃借物件の空き家が H20年3,620戸、H25年3,150戸が含まれていることから「住宅・土地統計調査(賃借、二次的利用(別荘)等を除く)」としてはいかがでしょうか。		○空き家の増加は、持ち家だけではなく賃借物件も含めた住宅の問題と 捉えています。
3	3	第1章 第2節 5土地利用における市民意識 (助詞について)	4 行目	○「市街地の空き地など <u>を</u> 」に修正してください。		○平成27年度に実施した市民アンケート調査の回答選択肢をそのまま引用しています。
4	7 20	第2章 第1節 1(1)地域の特徴を生かした機能の集約化 第3章 第2節 2(5)臼田地域 (用語について)	7 行目 2 つ目 の〇 1 行目	○「生涯活躍のまちの導入」は、「生涯活躍のまちの <u>形成</u> 」もしくは「生涯活躍のまち <u>構想</u> の導入」のいずれかが適当と思われます。 (前段は国の用語・・生涯活躍のまち形成チーム) (後段は貴市の構想の用語・・目次中「生涯活躍のまち構想の導入」)	地域振興課 活力創出係 柳澤 祐史 (内線:3785)	○「…生涯活躍のまちの導入…」を「…生涯活躍のまち <u>構想</u> の導入…」に修正します。

(別紙)

No	<u>戦)</u> 頁	項目	項目内 の行等	課(室)の意見及び理由	課係名·担当者氏名 内線番号	佐久市の回答
5	7	第2章 第1節 (1)地域の特徴を生かした機能の集約化	2 行目 11 行目	○「それぞれの地域の歴史的な成り立ちや、これまでの取組により」で書き出されておりますが、「本市は、平成17年4月に佐久市、臼田町、望月町及び浅科村が合併しており」等の書き出しが必要ではないでしょうか。 ○また、「臼田地域」での取組みが記載され、次の段落で「一方、本市では・・・」と記載すると臼田地域だけが違う取組みをしているように思われますので、「本市では・・」の後に「臼田地域では・・など、それぞれの地域の特徴を活かしたまちづくり・・・」といった例示的な表現としてはいかがでしょうか。	地域振興課 土地対策係 池田 利光 (内線:3792)	○合併については平成17年以前のものも捉えているため、合併期日は載せず、わかりやすくするため、文中の「合併以前の町村役場周辺は」を文頭に置き換えます。 ○2段落目の臼田地域の表記は、1段落目の合併以前の町村役場周辺を中心とした地域の強みや個性、特徴を例示したものです。一方、3段落目は、市全体での新しいまちづくりを記述したものです。2段落目で「臼田地域では」、3段落目で「一方、本市では」としてしまうと、臼田地域だけ違う取組みをするように誤解を招いてしまう恐れがあるとのご指摘のため、3段目の「一方、本市では高速交通網の進展により新しいまちづくりも進めており…」を「一方、高速交通網の進展に合わせ新しいまちづくりも進めており…」に修正します。 ○本計画においては、統一して「生かす」を使用しています。
6	10	第2章 第2節 2 (3) 工業団地の整備と企業誘致	10頁の 上から 1行目 9頁の 下から 1行目	 ○中部横断自動車道インターチェンジ周辺は、現状、優良農地が広がるエリアとなっています。同頁の次の項目である「3 土地利用の適切な誘導」の記述と重複すると思いますが、この「2 (3) 工業団地の整備と企業誘致」の項目においても、「適切な土地利用の調和を図りつつ」といった視点を盛り込んではいかがでしょうか。 ○文章表現として、「豊な自然環境」と「工業用地の整備」との関連性がわかりにくいと思います。 	佐久地方事務所 農地整備課	○土地利用の調和については、6頁の第1章第4節において、「(2)都市的土地利用と自然的・農業的土地利用の調和」を市土利用の基本方針の1つとして定めています。また、ご指摘のとおり10頁の「3土地利用の適切な誘導」にも示しています。これらを踏まえ、「(3)工業団地の整備と企業誘致」において、「・・・優位性を生かし、新たな受け皿として、中部横断自動車道インターチェンジ周辺の開発や既存の工業団地の拡張などにより、工業用地の整備を図ります。」を「・・・・・優位性を生かし、中部横断自動車道インターチェンジ周辺の開発や既存の工業団地の拡張など、適切な土地利用の調和を図りつつ、新たな受け皿となる工業用地の整備を図ります。」に修正します。 ○豊かな自然環境は、本市に整備する工場のイメージや働く方の生活環境に影響すると考え、これを優位性とし工業用地の整備を図るとしています。

(別紙)

(),							
No	頁	項目	項目内 の行等	課(室)の意見及び理由	課係名・担当者氏名 内線番号	佐久市の回答	
7	11	第2章 第3節 2(2)田園里山景観の保全と快適 な暮らしの良さの発信	5行目	○佐久市においては、今後、農業用ため池の耐震強化を進める、としていますので、本項あるいは、10頁、第2章第3節1の「(1) 安全性確保のための土地利用」において、「農村地域における防災・減災対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全を図り、もって災害に強い農村づくりを推進する」という視点を盛り込んではいかがでしょうか。	II.	○農村地域の暮らしの快適さを示すため、 第3節2の「(2) 田園里山景観の保全と快適な暮らしの良さの発信」において、 「…農業用水などを整備し、良好な環境を維持するための土地利用を図ります。」を 「…農業用水などの整備による良好な環境の維持や、防災・減災対策を実施することにより、安心安全で快適に住み続けられる土地利用を図ります。」に修正します。	
8	14	第3章 第1節 5目標年次における規模の目標	表内 8 行目	○県国土利用計画において、宅地は基準年次の3.5%の増を見込んでいます。佐久市は、立地適正化計画を策定中であり、集約型都市構造へ転換するとしているにもかかわらず、基準年次の約6.2%の増を見込む目標は過大ではないでしょうか。	都市・まちづくり課 都市計画係 佐藤 裕樹 (内線 3359)	○佐久市は目標年次 (H38) の宅地を 2,542 h a とし、基準年次 (H26) の 2,393 と比べ 149 h a (約 6.2%) の増を見込んでいます。 ・住宅地は、基準年次までの過去 10 年の実績として 139 h a の増となっていますが、本計画において居住の拡散を防ぐこと、空き家を活用すること、農地を保全することなどとしていることから、56 h a の増まで抑えた目標としています。 ・工業用地は、シチズン時計マニュファクチャリング㈱ミヨタ佐久工場(H28 操業、8.4 h a) のほか基準年次以降に実際に操業を開始している工場の実績、また用途地域内の工業系の利用促進や、現在新たな工業団地の造成を進めていますが当該地の積極的な企業誘致などによって 50 h a の増としています。 ・その他宅地は、現在土地区画整理事業を進めている佐久平駅周辺の事業を含め 43 h a の増としています。 本市における所要の宅地への転換であり、立地適正化計画は本計画を踏まえたものとなります。	
9	20	第3章 第2節 2(5)臼田地域 (助詞について)	2つ目 の○ 3行目	○「づくり <u>を</u> 」に修正してください。	地域振興課 土地対策係 池田 利光 (内線:3792)	○「…まちづくり進めます。」を「…まちづくりを進めます。」に修正します。	
10	21	第3章 第2節 2 (7) 望月地域	3つ目 の〇	○望月地域において、八ヶ岳中信高原国定公園の区域が含まれる 地域であると思われますので、その観点からの土地利用について 記載をしておくことも必要ではないかと思います。	佐久地方事務所 環境課	○「(7) 望月地域」において、3つ目の○として「八ヶ岳中信高原国定公園は優れた自然環境を有しており、保全を図ります。また、豊かな森林資源を活用するため皆伐や除間伐を促進し、多面的機能の保全に努めます。」を追記します。また同様に、18頁の「(2)野沢地域」には八ヶ岳中信高原国定公園が、20頁の「(5)臼田地域)」には妙義荒船佐久高原国定公園があるため、それぞれ追記します。	

(別紙)

No	頁	項目	項目内 の行等	課(室)の意見及び理由	課係名・担当者氏名 内線番号	佐久市の回答
11	24	第4章 第3節 5山林保全ゾーン	2つ目 の〇 3行目	○山林保全ゾーンにおいて、「自然とふれあいの場」と記載されているが、森林内で市民が自然にふれあうことを目的としている場を意味するのであれば、「自然とのふれあいの場」もしくは「自然とふれあう場」との記載が適切ではないかと思います。	n	○「…自然とふれあいの場…」を「…自然とのふれあいの場…」に修正します。
12	25	第4章 第5節 3快適な生活環境の創出		○「騒音の著しい交通施設などの周辺において、緩衝帯の設置などの周辺対策をすることで交通騒音問題を未然防止する」という視点を盛り込んではいかがでしょうか。 (理由) 佐久市には、北陸新幹線鉄道や上信越自動車などの高速交通網が充実している反面、その分交通騒音問題が発生する可能性があり、これを未然に防ぐには土地利用対策が重要です。環境省でも交通騒音問題の未然防止のための周辺対策のガイドラインを定めており、県の国土利用計画でもこの視点を盛り込んでいます。	水大気環境課 大気保全係 上嶋 祐貴 (内線: 2762)	○交通施設などの周辺における騒音を含む環境の保全については、第5節の「1豊かな自然環境との共生」において「良好な生活環境の形成や保全を図るため、第二次佐久市環境基本計画による施策の展開を図る」、「3快適な生活環境の創出」において「道路・公園・下水道などの生活環境基盤の整備を進め、快適な生活空間の形成を図る」などとしています。 ご意見にある具体的な事項については、来年度以降に策定する本市の都市計画マスタープランにおいて検討します。